

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄							備考		
計画の区分	研究科の専攻に係る課程の変更									
フリガナ設置者	ガクシュウインガクシュウイン 学校法人 学習院									
フリガナ大学の名称	ガクシュウインダクダクイン 学習院大学大学院 (Gakushuin University Graduate School)									
大学本部の位置	東京都豊島区目白一丁目5番1号									
大学の目的	<p>本大学は、総記の精神（本院はすべて社会的地位や身分にかかわらず広く男女学生を教育することを本旨として、教育基本法及び学校教育法に基づいて次の諸学校の学則の定めるところによつてこれらの男女に幼児の保育から大学教育に至る一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。）に基づき精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もつて文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。</p> <p>本大学院は学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。</p>									
新設学部等の目的	法学研究科は、法律学に関する高度な専門知識と幅広い素養を備え、自立して研究活動を遂行する能力を有する人材及び高度な法律知識を修得し、実務で活躍する職業人を養成することを目的とする。									
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地		
	法学研究科 [Graduate School of Law]	年	人	年次人	人		年月第年次	東京都豊島区目白1丁目5番1号		
	法学専攻（博士前期課程） [Master's Course in Law]	2	10	—	20	修士（法学）	平成28年4月第1年次			
	計	2	10	—	20					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	学習院大学 国際社会学部国際社会学科 (200) (平成27年3月認可申請)									
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数				
	法学研究科 法学専攻 博士前期課程	講義	演習	実験・実習	計	30単位				
教員	学部等の名称			専任教員等					兼任教員等	
	教授	准教授	講師	助教	計	助手				
新設分	大学院 法学研究科 法学専攻 博士前期課程			16 (16)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	10 (10)
	計			16 (16)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	—
既	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博士前期課程			18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	5 (5)
	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程			16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博士前期課程			16 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (18)	0 (0)	6 (6)
	大学院 人文科学研究科 哲学専攻 博士前期課程			3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
	大学院 人文科学研究科 美術史学専攻 博士前期課程			4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6 (6)
	大学院 人文科学研究科 史学専攻 博士前期課程			8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 日本語日本文学専攻 博士前期課程			9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	8 (8)

組 織 の 概 要	大学院 人文科学研究科 英語英米文学 専攻 博士前期課程	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)
	大学院 人文科学研究科 ドイツ語ドイ ツ文学専攻 博士前期課程	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
	大学院 人文科学研究科 フランス文学 専攻 博士前期課程	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 心理学専攻 博士前期課程	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	5 (5)
	大学院 人文科学研究科 臨床心理学専 攻 博士前期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	10 (10)
	大学院 人文科学研究科 アーカイブズ 学専攻 博士前期課程	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	16 (16)
	大学院 人文科学研究科 身体表象文化 学専攻 博士前期課程	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (5)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士前期課程	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8 (8)
	大学院 自然科学研究科 物理学専攻 博士前期課程	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	5 (5)
	大学院 自然科学研究科 化学専攻 博 士前期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	7 (7)
	大学院 自然科学研究科 数学専攻 博 士前期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	6 (6)
	大学院 自然科学研究科 生命科学専攻 博士前期課程	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	4 (4)
	大学院 法学研究科 法律学専攻 博士 後期課程	16 (16)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	10 (10)
	大学院 政治学研究科 政治学専攻 博 士後期課程	18 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	5 (5)
	大学院 経済学研究科 経済学専攻 博 士後期課程	16 (16)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	2 (2)
	大学院 経営学研究科 経営学専攻 博 士後期課程	16 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	16 (18)	0 (0)	6 (6)
	大学院 人文科学研究科 哲学専攻 博 士後期課程	3 (3)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)
	大学院 人文科学研究科 美術史学専攻 博士後期課程	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	6 (6)
	大学院 人文科学研究科 史学専攻 博 士後期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 日本語日本文 学専攻 博士後期課程	9 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	8 (8)
	大学院 人文科学研究科 英語英米文学 専攻 博士後期課程	9 (9)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	11 (11)	0 (0)	2 (2)
	大学院 人文科学研究科 ドイツ語ドイ ツ文学専攻 博士前期課程	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	2 (2)
	大学院 人文科学研究科 フランス文学 専攻 博士後期課程	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 心理学専攻 博士後期課程	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	5 (5)
	大学院 人文科学研究科 臨床心理学専 攻 博士前期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	10 (10)
	大学院 人文科学研究科 アーカイブズ 学専攻 博士後期課程	4 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	16 (16)
	大学院 人文科学研究科 身体表象文化 学専攻 博士後期課程	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (5)	0 (0)	7 (7)
	大学院 人文科学研究科 教育学専攻 博士後期課程	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8 (8)
	大学院 自然科学研究科 物理学専攻 博士後期課程	6 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	5 (5)
	大学院 自然科学研究科 化学専攻 博 士後期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	7 (7)
	大学院 自然科学研究科 数学専攻 博 士後期課程	8 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	8 (9)	0 (0)	6 (6)
	大学院 自然科学研究科 生命科学専攻 博士後期課程	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	4 (4)
計	162 (171)	13 (13)	0 (0)	0 (1)	175 (185)	0 (0)	-	
合計	162 (171)	13 (13)	0 (0)	0 (1)	175 (185)	0 (0)	-	

博士後期課程の教員は博士前期課程と同じため縦計は実数を計上

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計					
	事 務 職 員		61 (61)	63 (63)	124 (124)					
	技 術 職 員		13 (13)	5 (5)	18 (18)					
	図 書 館 専 門 職 員		18 (18)	3 (3)	21 (21)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		92 (92)	71 (71)	163 (163)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	77,046.05㎡	3,321.53㎡	10,553.23㎡	90,920.81㎡	学習院高等科と共用 (収容定員：600人) (面積基準：8,400㎡)				
	運 動 場 用 地	21,716.00㎡	17,588.00㎡	10,263.00㎡	49,567.00㎡	学習院中等科と共用 (収容定員：600人) (面積基準：7,200㎡)				
	小 計	98,762.05㎡	20,909.53㎡	20,816.23㎡	140,487.81㎡	学習院幼稚園と共用 (収容定員：104人) (面積基準：480㎡)				
	そ の 他	55,628.93㎡	0㎡	8,411.77㎡	64,040.70㎡					
	合 計	154,390.98㎡	20,909.53㎡	29,228.00㎡	204,528.51㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計					
		93,818.75㎡ (93,818.75㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	93,818.75㎡ (93,818.75㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	92室	40室	104室	12室 (補助職員一人)	6室 (補助職員一人)					
専任教員研究室		新設学部等の名称		室 数						
		法学研究科 法律学専攻 博士前期課程		19 室						
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
	法学研究科 法律学専攻 博士前期課程	1,182,358 [367,835] (1,164,488 [362,905])	25,312 [17,356] (25,212 [17,344])	18,104 [17,594] (17,430 [16,912])	5,100 (4,925)	30 (30)	0 (0)			
	計	1,182,358 [367,835] (1,164,488 [362,905])	25,312 [17,356] (25,212 [17,344])	18,104 [17,594] (17,430 [16,912])	5,100 (4,925)	30 (30)	0 (0)			
図書館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数		大学全体			
		12,105.84㎡		1,613	1,858,550					
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要						
		2,060.93㎡		卓球場、柔剣道場、トレーニングセンター		1,908.54㎡				
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	経費は、申請研究科全体。図書購入費には、電子ジャーナル・データベースの整備費（運用コスト含む）を含む。
		教員1人当たり研究費等		400千円	400千円					
		共同研究費等		675千円	680千円					
		図書購入費	109千円	231千円	354千円					
	設備購入費	58千円	64千円	129千円						
	学生1人当たり納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	856千円	706千円	千円	千円	千円	千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等							
大 学 の 名 称		学 習 院 大 学 大 学 院								
学 部 等 の 名 称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地	
法務研究科法務専攻 専門職学位課程		3	30	-	130	法務博士（専門職）	0.53	H16年度	平成27年度入学定員減（△20人）	
法学研究科法律学専攻 博士後期課程		3	3	-	9	博士（法学）	0.11	S61年度		

既設大学等の状況	政治学研究科政治学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（政治学）	0.43	S54年度	
	博士後期課程	3	5	-	15	博士（政治学）	0.06	S56年度	
	経済学研究科経済学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（経済学）	0.40	S54年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（経済学）	0.00	H2年度	
	経営学研究科経営学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（経営学）	0.40	S53年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（経営学）	0.44	S61年度	
	人文科学研究科哲学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（哲学）	0.70	S28年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（哲学）	0.00	S40年度	
	美術史学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（美術史学）	0.65	H20年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（美術史学）	1.55	H20年度	
	史学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（史学）	0.79	S40年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（史学）	1.00	S40年度	
	日本語日本文学専攻								
	博士前期課程	2	20	-	40	修士（日本語日本文学）	0.92	S28年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（日本語日本文学）	1.00	S40年度	
	英語英米文学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（英語英米文学）	0.45	S32年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（英語英米文学）	0.66	S40年度	
ドイツ語ドイツ文学専攻									
博士前期課程	2	5	-	10	修士（ドイツ語ドイツ文学）	0.60	S32年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士（ドイツ語ドイツ文学）	0.16	S40年度		
フランス文学専攻									
博士前期課程	2	5	-	10	修士（フランス文学）	0.60	S32年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士（フランス文学）	0.00	S40年度		
心理学専攻									
博士前期課程	2	6	-	12	修士（心理学）	0.16	S55年度		
博士後期課程	3	2	-	6	博士（心理学）	1.83	S57年度		
臨床心理学専攻									
博士前期課程	2	12	-	24	修士（臨床心理学）	1.12	H21年度		

東京都豊島区目白
一丁目5番1号

	博士後期課程	3	3	-	3	博士（臨床心理学）	2.00	H27年度	
	教育学専攻								
	博士前期課程	2	20	-	20	修士（教育学）	0.35	H27年度	
	博士後期課程	3	5	-	5	博士（教育学）	1.00	H27年度	
	アーカイブズ学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（アーカイブズ学）	0.46	H20年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（アーカイブズ学）	0.66	H20年度	
	身体表象文化学専攻								
	博士前期課程	2	10	-	20	修士（表象文化学）	0.60	H20年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（表象文化学）	0.55	H20年度	
	自然科学研究科物理学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（理学）	1.09	S28年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（理学）	0.22	S36年度	
	化学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（理学）	0.99	S28年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（理学）	0.11	S36年度	
	数学専攻								
	博士前期課程	2	6	-	12	修士（理学）	0.83	S42年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（理学）	0.44	S44年度	
	生命科学専攻								
	博士前期課程	2	15	-	30	修士（理学）	0.39	H20年度	
	博士後期課程	3	3	-	9	博士（理学）	0.55	H20年度	
既設大学等の状況	大学の名称	学習院大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
		年	人	年次人	人		倍		
	法学部						1.03		
	法学科	4	250	-	1,000	学士（法学）	1.03	S39年度	
	政治学科	4	230	-	920	学士（政治学）	1.04	S24年度	
	経済学部						1.11		
	経済学科	4	250	-	1,000	学士（経済学）	1.11	S27年度	
	経営学科	4	250	-	1,000	学士（経営学）	1.12	S49年度	
	文学部						1.04		
	哲学科	4	95	-	380	学士（哲学）	1.08	S24年度	
	史学科	4	85	-	340	学士（史学）	1.05	S36年度	
	日本語日本文学科	4	110	-	440	学士（日本語日本文学）	1.02	S32年度	
	英語英米文化学科	4	115	-	460	学士（英語英米文化学）	1.05	S32年度	
	ドイツ語圏文化学科	4	50	-	200	学士（ドイツ語圏文化学）	1.05	S32年度	
フランス語圏文化学科	4	80	-	320	学士（フランス語圏文化学）	1.01	S32年度		
								東京都豊島区目白一丁目5番1号	

	心理学科	4	90	-	360	学士(心理学)	1.08	S50年度	
	教育学科	4	50	-	150	学士(教育学)	0.99	H25年度	
理学部							1.08		
	物理学科	4	50	-	200	学士(理学)	1.13	S24年度	
	化学科	4	50	-	200	学士(理学)	1.07	S24年度	
	数学科	4	60	-	240	学士(理学)	1.00	S38年度	
	生命科学科	4	50	-	200	学士(理学)	1.15	H21年度	
既設大学等の状況	大学の名称	学習院女子大学大学院							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	国際文化交流研究科 国際文化交流専攻 修士課程	年	人	年次人	人	修士(国際文化交流)	倍	H16年度	東京都新宿区戸山三丁目20番1号
既設大学等の状況	大学の名称	学習院女子大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	国際文化交流学部						1.14		東京都新宿区戸山三丁目20番1号
	日本文化学科	4	140	5(3年次)	570	学士(日本文化)	1.15	H10年度	
	国際コミュニケーション学科	4	170	5(3年次)	690	学士(国際コミュニケーション)	1.16	H10年度	
英語コミュニケーション学科	4	45	-	180	学士(英語コミュニケーション)	1.06	H18年度		
附属施設の概要	名称	外国語教育研究センター							
	目的	外国語に関する教育・研究活動を総合的に行う							
	所在地	東京都豊島区目白1-5-1							
	設置年月	平成9年4月							
	規模	等：使用面積400㎡(事務室・研究室・自習室)							
	名称	計算機センター							
	目的	電子計算機及び電子通信機器による各種情報処理に関する教育及び研究活動を総合的に行う							
	所在地	東京都豊島区目白1-5-1							
	設置年月	平成10年4月							
	規模	等：使用面積536㎡(事務室・研究室・実習室)							
	名称	スポーツ・健康科学センター							
	目的	スポーツ科学及び健康科学の教育並びに体育・スポーツ活動及び健康教育に関する専門的業務を総合的に行う							
	所在地	東京都豊島区目白1-5-1							
	設置年月	平成13年4月							
	規模	等：使用面積262㎡(事務室・研究室)							

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

教育課程等の概要															
(法学研究科 法律学専攻 博士前期課程)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
必修科目	研究指導	1・2通	2					○		16	3				兼10 4単位必修
	小計（1科目）	—	2	0	0			—		16	3	0	0	0	兼10
選択必修科目	法学基礎研究	1・2前		2			○			1					
	憲法特殊研究 I	1・2前		2			○			1					隔年
	憲法演習 I	1・2後		2				○							兼1 隔年
	憲法特殊研究 II	1・2前		2			○			1					隔年
	憲法演習 II	1・2後		2				○							兼1 隔年
	国際法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	国際法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	行政法特殊研究 I	1・2前		2			○			1					隔年
	行政法演習 I	1・2後		2				○		1					隔年
	行政法特殊研究 II	1・2前		2			○			1					隔年
	行政法演習 II	1・2後		2				○		1					隔年
	民法特殊研究 I	1・2前		2			○			1					隔年
	民法演習 I	1・2後		2				○		1					隔年
	民法特殊研究 II	1・2前		2			○								兼1 隔年
	民法演習 II	1・2後		2				○							兼1 隔年
	民法特殊研究 III	1・2前		2			○			1					隔年
	民法演習 III	1・2後		2				○		1					隔年
	民法特殊研究 IV	1・2前		2			○			1					隔年
	民法演習 IV	1・2後		2				○		1					隔年
	商法特殊研究 I	1・2前		2			○			1					隔年
	商法演習 I	1・2後		2				○		1					隔年
	商法特殊研究 II	1・2前		2			○			1					隔年
	商法演習 II	1・2後		2				○			1				隔年
	刑法特殊研究 I	1・2前		2			○								兼1 隔年
	刑法演習 I	1・2後		2				○		1					隔年
	刑法特殊研究 II	1・2前		2			○								兼1 隔年
	刑法演習 II	1・2後		2				○		1					隔年
	刑事訴訟法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	刑事訴訟法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	民事訴訟法特殊研究 I	1・2前		2			○								兼1 隔年
	民事訴訟法演習 I	1・2後		2				○			1				隔年
	民事訴訟法特殊研究 II	1・2前		2			○								兼1 隔年
	民事訴訟法演習 II	1・2後		2				○			1				隔年
	国際私法特殊研究	1・2前		2			○								兼1 隔年
	国際私法演習	1・2後		2				○							兼1 隔年
	労働法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	労働法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	知的財産法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	知的財産法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	経済法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	経済法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	租税法特殊研究	1・2前		2			○				1				隔年
	租税法演習	1・2後		2				○			1				隔年
	法哲学特殊研究	1・2前		2			○								兼1 隔年
	法哲学演習	1・2後		2				○							兼1 隔年
	英米法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	英米法演習	1・2後		2				○		1					隔年
	ドイツ法特殊研究	1・2前		2			○			1					隔年
	ドイツ法演習	1・2後		2				○		1					隔年
小計（49科目）	—	—	0	98	0			—		16	3	0	0	0	兼8
合計（50科目）	—	—	2	98	0			—		16	3	0	0	0	兼10
学位又は称号	修士（法学）		学位又は学科の分野			法学関係									
修了要件及び履修方法								授業期間等							
1. 博士前期課程を修了するためには、所定の授業科目30単位以上を修得するほかに、修士論文を提出して合格しなければならない。 2. 「研究指導」は単年度2単位、合計4単位を修得しなければならない。								1学年の学期区分		2期					
								1学期の授業期間		15週					
								1時限の授業時間		90分					
備考 学則においては、将来における柔軟な運用を考慮し、上記選択必修科目の単位数を「2（半期・授業回数15回）または4（通年・授業回数30回）」としている。															

- 1 学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科の設置又は大学における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には，授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等，研究科等若しくは高等専門学校の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合，大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は，この書類を作成する必要はない。
- 3 開設する授業科目に応じて，適宜科目区分の枠を設けること。
- 4 「授業形態」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。

授 業 科 目 の 概 要			
(法学研究科法律学専攻博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必修科目	研究指導	法学に関して、研究の実践、指導を行い、法学について論文指導を行う。 1. 岡孝 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法・ドイツ法の研究指導を行う。 2. 紙谷雅子 主に文献・判例研究の手法を用いて、英米法の研究指導を行う。 3. 常岡孝好 主に文献・判例研究の手法を用いて、行政法の研究指導を行う。 4. 津村政孝 主に文献・判例研究の手法を用いて、刑事訴訟法の研究指導を行う。 5. 水野謙 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法の研究指導を行う。 6. 櫻井敬子 主に文献・判例研究の手法を用いて、行政法の研究指導を行う。 7. 小塚荘一郎 主に文献・判例研究の手法を用いて、商法の研究指導を行う。 8. 橋本陽子 主に文献・判例研究の手法を用いて、労働法の研究指導を行う。 9. 山下純司 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法の研究指導を行う。 10. 阿部克則 主に文献・判例研究の手法を用いて、国際法の研究指導を行う。 11. 鎮目征樹 主に文献・判例研究の手法を用いて、刑法の研究指導を行う。 12. 大久保直樹 主に文献・判例研究の手法を用いて、経済法の研究指導を行う。 13. 横山久芳 主に文献・判例研究の手法を用いて、知的財産法の研究指導を行う。 14. 小出篤 主に文献・判例研究の手法を用いて、商法の研究指導を行う。 15. 村山健太郎 主に文献・判例研究の手法を用いて、憲法の研究指導を行う。 16. 竹中悟人 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法の研究指導を行う。 17. 佐瀬裕史 主に文献・判例研究の手法を用いて、民事訴訟法の研究指導を行う。 18. 松元暢子 主に文献・判例研究の手法を用いて、商法の研究指導を行う。 19. 長戸貴之 主に文献・判例研究の手法を用いて、租税法の研究指導を行う。 20. 稲田龍樹 主に文献・判例研究の手法を用いて、民事訴訟法の研究指導を行う。 21. 能見義久 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法の研究指導を行う。 22. 野坂泰司 主に文献・判例研究の手法を用いて、憲法の研究指導を行う。 23. 林幹人 主に文献・判例研究の手法を用いて、刑法の研究指導を行う。 24. 長谷部由起子 主に文献・判例研究の手法を用いて、民事訴訟法の研究指導を行う。 25. 若松良樹 主に文献・判例研究の手法を用いて、法哲学の研究指導を行う。 26. 大橋洋一 主に文献・判例研究の手法を用いて、行政法の研究指導を行う。 27. 神前禎 主に文献・判例研究の手法を用いて、国際私法の研究指導を行う。 28. 青井未帆 主に文献・判例研究の手法を用いて、憲法の研究指導を行う。 29. 原恵美 主に文献・判例研究の手法を用いて、民法の研究指導を行う。	
選択必修科目	法学基礎研究	アメリカにおける先端的な法理論の中心的人物が語るその理論の特徴を理解し、なぜ、そのような理論が出現し、発展しつつあるのかを把握する目的で、James R. Hackney, Jr. の “Legal Intellectuals in Conversation” (2012) を読み、並行して、関連文献を調べ、報告する。	
選択必修科目	憲法特殊研究 I	本講義では、憲法総論及び統治機構論の分野を中心に、人権論との関係に留意しつつ、憲法の一般理論が、わが国及び諸外国においてどのように具体化されているか、を検討する。日本語及び外国語の基礎的な文献を素材とした講義や対話を通じて、各論点の総合的な理解が養われる。取り扱われるテーマとしては、①立憲主義と民主主義、②憲法解釈の方法、③平和主義、④主権と権力分立、⑤裁判所と憲法裁判、などが考えられる。	隔年
選択必修科目	憲法演習 I	本演習では、憲法総論及び統治機構論の分野を中心に、人権論との関係に留意しつつ、憲法の一般理論が、わが国及び諸外国においてどのように具体化されているか、を検討する。「憲法特殊研究 I」よりも、やや専門性の高い外国語及び日本語の文献を素材として、文献を批判的に理解し、独創性ある視点を提示する能力を養成する。取り扱われるテーマとしては、①立憲主義と民主主義、②憲法解釈の方法、③平和主義、④主権と権力分立、⑤裁判所と憲法裁判、などが考えられる。	隔年
選択必修科目	憲法特殊研究 II	本講義では、人権論の分野を中心に、総論・統治機構論との関係に留意しつつ、立憲主義の構成要素の1つである自由の保障の原理が、わが国及び諸外国においてどのように具体化されているか、を検討する。日本語及び外国語の基礎的な文献を素材とした講義や対話を通じて、各論点の総合的な理解が養われる。取り扱われるテーマとしては、①人権と民主制、②人権と裁判所、③政教分離と信教の自由、④表現の自由、⑤人権と積極国家、などが考えられる。	隔年
選択必修科目	憲法演習 II	本演習では、人権論の分野を中心に、総論・統治機構論との関係に留意しつつ、立憲主義の構成要素の1つである自由の保障の原理が、わが国及び諸外国においてどのように具体化されているか、を検討する。「憲法特殊研究 II」よりも、やや専門性の高い外国語及び日本語の文献を素材として、文献を批判的に理解し、独創性ある視点を提示する能力を養成する。取り扱われるテーマとしては、①人権と民主制、②人権と裁判所、③政教分離と信教の自由、④表現の自由、⑤人権と積極国家、などが考えられる。	隔年
選択必修科目	国際法特殊研究	国際法の重要論点に関する主要な先行研究を分析し、国際的な研究動向と研究水準を把握することを目的とする。基本的には、優れた学術論文を精読し、その意義を理解するとともに、問題点や残された課題を抽出し、参加者自らの研究テーマの設定及び研究の遂行に資することを目的とする。扱うテーマは、例えば、法源論、条約法、国家承認論、国際法と国内法の関係、国家責任法、国際組織法、国際裁判手続法、領域法、海洋法、安全保障法、国際経済法、国際環境法、国際人権法、国際刑事法等である。	隔年
選択必修科目	国際法演習	国際法の重要論点に関する主要な判例を分析し、国際法の解釈・適用の問題点を実践的に学習する。参加者には、判例の評釈を発表し、かつレポートとしてまとめることを課すことにより、国際法の解釈・適用能力の向上を目指す。扱う判例が対象とする分野は、例えば、法源論、条約法、国家承認論、国際法と国内法の関係、国家責任法、国際組織法、国際裁判手続法、領域法、海洋法、安全保障法、国際経済法、国際環境法、国際人権法、国際刑事法等である。	隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(法学研究科法律学専攻博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
選択必修科目	行政法特殊研究 I	行政法の個別分野に焦点をあて、行政実務の動向にも目を向けながら、個別法分野の深い理解を前提に、行政法理論の現代化につながる議論の展開を模索する。今日的な研究テーマ、素材を中心に上げることとし、参加者には綿密な調査報告をしてもらい、メンバー相互による緊張感のある対話を通じて、いたずらに学究的な内容にならないよう留意しながら、具体的な立法論にも踏み込んだ内容とする。	隔年
選択必修科目	行政法演習 I	社会において関心の高い行政法上の諸課題を取り上げ、裁判例を含む課題の調査、分析する作業を通じ、論理的で、首尾一貫した行政法的思考の習得を目指す。その過程で、資料の作成、発表、討論、議論のとりまとめの仕方等について鍛錬する。立場を異にするさまざまな議論をよく理解し、そのうえで議論を集約し、制度(あるいは特定の政策)に作り上げる訓練を積むことで、現実の社会における行動、企業活動にとって有益な法的スキルを獲得することができる。	隔年
選択必修科目	行政法特殊研究II	行政法の基本的な論点について、文献講読及びディスカッションを行う。取り上げる論点は、例えば、行政処分の公定力の根拠や存在意義、行政の行為形式論の限界と行政法の体系論、行政裁量論と司法審査手法、行政規則の法的拘束度、行政手続の瑕疵の効果、処分性拡大論の問題点等、最新の解釈論上の問題について、行政法の内容全般について理解を深めるとともに、最新の学説動向の検討、またアメリカ行政法との比較検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	行政法演習II	行政法の重要な論点(例えば、公法上の確認訴訟と差止訴訟との役割分担、直接的義務付け訴訟における重大な損害要件の解釈、行政救済法における違法性概念、行政救済法における私人の権利の諸形態等)について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的に検討する。必要に応じて、アメリカ行政法との比較検討を行う。授業で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を修得させるという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	民法特殊研究 I	民法の基本的な論点について、ディスカッションを行う。民法の内容全般について理解を深めると共に、主に学説の検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。取り上げる論点は例えば、民法総則のうち、成年後見を巡る問題、法人に関する基礎理論、法律行為論、消費者契約法、代理に関する諸論点、時効などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法演習 I	民法の基本的な論点について、重要な論点を掘り下げ、そのテーマについて報告やレポート執筆を行う。自らの問題関心に応じて特定のテーマを掘り下げ、論文執筆につなげるといった基本的な研究能力の向上の観点から指導を行う。取り上げる論点は参加者の問題関心に応じて設定するが、例えば、民法総則のうち、成年後見を巡る問題、法人に関する基礎理論、法律行為論、消費者契約法、代理に関する諸論点、時効などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法特殊研究 II	民法の基本的な論点について、ディスカッションを行う。民法の内容全般について理解を深めると共に、主に学説の検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。取り上げる論点は例えば物権総論、物権変動論、占有に関する議論、所有権に関する議論、用益物権を巡る諸論点、担保物権を巡る諸論点などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法演習 II	民法の基本的な論点について、重要な論点を掘り下げ、そのテーマについて報告やレポート執筆を行う。自らの問題関心に応じて特定のテーマを掘り下げ、論文執筆につなげるといった基本的な研究能力の向上の観点から指導を行う。取り上げる論点は参加者の問題関心に応じて設定するが、例えば、物権総論、物権変動論、占有に関する議論、所有権に関する議論、用益物権を巡る諸論点、担保物権を巡る諸論点などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法特殊研究 III	民法の基本的な論点について、ディスカッションを行う。民法の内容全般について理解を深めると共に、主に学説の検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。取り上げる論点は例えば、民法のうち、債権総論に関する議論、契約に関する議論、不法行為に関する議論などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法演習 III	民法の基本的な論点について、重要な論点を掘り下げ、そのテーマについて報告やレポート執筆を行う。自らの問題関心に応じて特定のテーマを掘り下げ、論文執筆につなげるといった基本的な研究能力の向上の観点から指導を行う。取り上げる論点は参加者の問題関心に応じて設定するが、例えば、民法のうち、債権総論に関する議論、契約に関する議論、不法行為に関する議論などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法特殊研究 IV	民法の基本的な論点について、ディスカッションを行う。民法の内容全般について理解を深めると共に、主に学説の検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。取り上げる論点は例えば、民法のうち、親族法に関する諸論点、相続法に関する諸論点などがあげられる。	隔年
選択必修科目	民法演習 IV	民法の基本的な論点について、重要な論点を掘り下げ、そのテーマについて報告やレポート執筆を行う。自らの問題関心に応じて特定のテーマを掘り下げ、論文執筆につなげるといった基本的な研究能力の向上の観点から指導を行う。取り上げる論点は参加者の問題関心に応じて設定するが、例えば民法のうち、親族法に関する諸論点、相続法に関する諸論点などがあげられる。	隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(法学研究科法律学専攻博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
選択必修科目	商法特殊研究 I	商法分野のうち、会社法以外の領域の中から重要な問題を取り上げ、検討する。具体的には、運送法制の現代化、債権法改正の商行為法への影響、支払決済に関する法制度のあり方、保険契約法の国際的な潮流とわが国の保険法の比較などが考えられる。	隔年
選択必修科目	商法演習 I	金融規制に関する論点、特に金融商品取引法(開示規制、公開買付け規制、業規制、不正取引規制など)や銀行規制などについて、参加者の関心に応じてトピックを取り上げて検討する。必要に応じて、外国法も扱う。参加者同士の討論によって、学問的な議論のスキルを身につけるとともに、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力の習得も目指す。	隔年
選択必修科目	商法特殊研究 II	会社法の重要な論点について、文献講読及びディスカッションを通じて理解を深める。取り扱うトピックは、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、組織再編、会計など、会社法全般にわたる。会社法学においては、隣接諸分野(経済学や会計学など)の方法論を用いた研究が一つの大きな潮流となっているが、かかる研究の動向についても扱い、複眼的な思考力や論理力を養成することを目的とする。	隔年
選択必修科目	商法演習 II	本演習では、コーポレート・ガバナンスに関する英語文献を講読し、議論を行う。素材とする文献は、広く読まれている著名な文献や該当分野の注目すべき文献等の中から選ぶ。文献を選択する際には、履修者の興味関心を考慮に入れる。本演習の第一の目的は、英語文献の内容を正確に理解し、その内容を批判的に検討する力を養うことである。本演習の第二の目的は、文献講読を通じて、外国法における問題意識、あるいは、日本法と外国法におけるコーポレート・ガバナンスの違いを理解することである。	隔年
選択必修科目	刑法特殊研究 I	本講義では、犯罪総論・各論の基本的な論点に関する文献講読及びディスカッションを行う。例えば、因果関係・客観的帰属論、作為義務論、正当防衛論、故意・過失論、責任論、未遂犯論、共犯論等の基本的なテーマを採り上げ、近時の重要判例及び最新の学説の動向を視野に入れた検討を行う。本講義を通じて、理論刑法学の体系的な思考方法についての理解を深めると共に、論理的な思考力・批判能力を涵養することを目標とする。	隔年
選択必修科目	刑法演習 I	主として刑法総論における重要な論点(例えば、刑法における因果関係と客観的帰属論、不作為犯における作為義務の根拠、正当防衛論、過失犯における注意義務、未遂犯における実行の着手の意義、共謀共同正犯の成立範囲など)について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的な検討を行う。必要に応じて、当該テーマに関連する外国(ドイツ・アメリカなど)の立法例・学説も検討対象とする。本演習で扱ったテーマについて、レポートの執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	刑法特殊研究 II	本講義では、理論刑法学における基本的な問題点について、比較法的な見地から考察を加える。具体的には、わが国の刑法理論に大きな影響を与えてきたドイツやアメリカ等、諸外国の刑法学に関する基本的な学術文献の講読及びそれを踏まえたディスカッションを行う。このような取り組みを通じて、刑法理論についての理解を深めるとともに、論理的・体系的な思考力・批判能力を涵養することを目標とする。	隔年
選択必修科目	刑法演習 II	主として刑法各論における重要な論点(例えば、財産犯の保護法益、占有移転罪における占有の意義、領得罪における不法領得の意思の意義、銀行預金と財産犯、偽造罪における偽造概念、公共危険罪における公共危険の意義など)について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的な検討を行う。必要に応じて、当該テーマに関連する外国(ドイツ・アメリカなど)の立法例・学説も検討対象とする。本演習で扱ったテーマについて、レポートの執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	刑事訴訟法特殊研究	刑事訴訟法の基本的論点について、文献講読及び議論を行う。取り上げる論点は、例えば、任意処分と強制処分の区別、逮捕・勾留をめぐる諸問題、訴因変更をめぐる諸問題、公判前整理手続(証拠開示を含む)、証拠法の基礎理論、伝聞法則、等である。外国法を継受した制度も少なくなく、母法的前提にあるものを明確に認識しながら、我が国に導入されてどのように変容せざるを得ないかを理解した上で、最新の立法・解釈論上の問題を通して刑事訴訟法全般の理解を深め、同時に論理的な思考力や批判能力を養成するという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	刑事訴訟法演習	刑事訴訟法の重要な論点(例えば、捜索押収をめぐる諸問題、新しい捜査手法の適法性、接見交通、科学的証拠の証拠能力、違法収集証拠排除の原則)について、参加者の問題関心に応じて具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的に検討し、参加者による議論を通じて理解を一層深めることを目標とする。必要があれば、外国法も参照する。本演習で扱ったテーマについてレポートを課すことによって、基本的な論文作成能力を修得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	民事訴訟法特殊研究 I	民事訴訟法の重要な論点について、文献を講読し、ディスカッションを行う。取り上げる論点としては、例えば、「弁論主義の意義と内容」、「事案の解明に関する裁判所と当事者の役割分担」、「民事訴訟における事実認定の規律」、「多数当事者訴訟の法理と運用」などが考えられる。どのような論点を取り上げるかは、参加者の関心に応じて決定する。	隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(法学研究科法律学専攻博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
選択必修科目	民事訴訟法演習Ⅰ	本演習は、民事訴訟法の重要な論点、例えば、訴訟物、当事者適格、弁論主義、処分権主義、証明責任等について、主要な裁判例・学説を体系的・網羅的に検討し、参加者全員で議論することを通じて、民事訴訟法に対する理解の一層の深化を図ることを目標とする。本演習で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	民事訴訟法特殊研究Ⅱ	民事訴訟法特殊研究Ⅰと同様に、民事訴訟法の重要な論点について文献を講読し、ディスカッションを行う。講読する文献については、主として外国法に関するものとする。取り上げる論点及び講読する文献については、参加者の関心、修士論文のテーマ等を考慮して決定する。	隔年
選択必修科目	民事訴訟法演習Ⅱ	本演習は、民事訴訟法の重要な論点、例えば、既判力、和解、多数当事者訴訟等について、主要な裁判例・学説を体系的・網羅的に検討し、参加者全員で議論することを通じて、民事訴訟法に対する理解の一層の深化を図ることを目標とする。本演習で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	国際私法特殊研究	本講義においては、国際私法上の基本問題について、日本法及びEU法を中心に基本的な理解を深めていく。具体的には、準拠法選択過程について不統一法の扱いや反致、公序といった点を中心に引き上げた後、国際裁判管轄や外国判決の承認といった国際民事手続法上の問題を取り上げる。日本法とEU法との規定内容の異同に関する正確な理解を前提に、両者についての議論状況を対比することで、国際私法の基本的枠組みや概念に習熟させるとともに、論理的な思考、問題点の把握といった大学院生として有すべき能力を高めるよう授業を進行する。	隔年
選択必修科目	国際私法演習	本演習においては、国際私法分野において具体的なテーマを設定し、そのテーマについて、わが国を中心とする学説・判例を網羅的に取り上げ、考察する。テーマは、性質決定のあり方といった国際私法総論上の問題、契約準拠法の決定における当事者の意思の認定といった国際私法各論上の問題、あるいは国際裁判管轄における直接管轄と間接管轄との関係といった国際民事手続法上の問題から、履修者の問題関心に合うものを選択する。取り上げるテーマについて履修者が作成するレポートを素材に議論し、論文作成に習熟させるよう授業を進行する。	隔年
選択必修科目	労働法特殊研究	労働法の基本的な論点について、ディスカッションを行う。取り上げる論点は、例えば、「労働者」の定義と判断基準、雇用主以外の第3者の「使用者」責任、労働契約法制定後の労働条件変更法理の課題（就業規則と個別合意の意義）、企業再編時の労働法上の諸問題、各差別禁止法理の異同等、最新の立法・解釈論上の問題について、労働法の内容全般について理解を深めるとともに、主に学説の検討を行うことによって、論理的な思考力・批判力を養うという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	労働法演習	労働法の重要な論点（例えば、「労働者」の定義と判断基準、雇用主以外の第3者の「使用者」責任、労働条件変更法理の課題、企業再編時の雇用・労働条件の保護、非正規雇用の諸問題、労災と安全配慮義務、多様な労働時間制度）について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的に検討する。必要に応じて、外国法も取り扱う。授業で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を修得させるという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	知的財産法特殊研究	本講義は、知的財産法の基本的な論点に関する文献講読及び議論を行うものである。知的財産法の範囲は多岐に亘るため、本講義では、主に特許法と著作権法に焦点を当てることとする。取り上げる論点は、例えば、発明及び著作物の保護要件、職務発明と職務著作、特許権及び著作権の保護範囲、権利制限に纏わる諸問題、侵害主体の認定判断、等である。本講義を通じて、知的財産法の基本的な考え方についての理解を深めると共に、論理的な思考力・批判能力を涵養することが期待される。	隔年
選択必修科目	知的財産法演習	本演習は、知的財産法の重要な論点、例えば、保護要件、均等論、消尽、間接侵害、私的複製等について、主要な裁判例・学説を体系的・網羅的に検討し、参加者全員で議論することを通じて、知的財産法に対する理解の一層の深化を図ることを目標とする。我が国のみならず、国際的にも活発に議論されているテーマや、我が国での議論の蓄積が乏しいテーマについては、適宜、外国法も検討の対象とする。本演習で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点からも指導を行う。	隔年
選択必修科目	経済法特殊研究	本講義では、経済法の研究にとって必要不可欠なアメリカ反トラスト法及びヨーロッパ競争法について、基本的な文献と判例の読解を行う。アメリカ反トラスト法の中心的な条文はシャーマン法1条と2条であり、ヨーロッパ競争法は101条と102条が中心的な条文であるから、それらの条文とそれを適用した判例の理解に重点を置くが、それぞれのエンフォースメントについても基本的な知識がなければ判例などを読みこなすことは難しいので、基本的な知識も疎かにしないようにしたい。	隔年
選択必修科目	経済法演習	独禁法の分野における最新かつ重要な論点（例えば、どのような場合に「他の事業者の事業活動を排除し」といえるか、課徴金を算定する際の重要な概念である「当該商品又は役務」とはなにを意味するか）について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する裁判例に重点をおいて検討する。授業で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点から指導を行う。	隔年

授 業 科 目 の 概 要			
(法学研究科法律学専攻博士前期課程)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
選択必修科目	租税法特殊研究	租税法の基本的な諸問題について、文献講読及び議論を行う。取り上げる論点は、例えば、所得概念、租税法律関係の意義、法人税の性質、様々な組織体に対する課税、所得分類、消費税の諸類型とそれらの特質、地方税のあり方、国際租税法の法源、租税行政をめぐる諸問題、である。最新の立法及び解釈論上の問題について、必要であれば外国法を参照しながら理解を深めることを目標とし、同時に、論理的な思考力・批判能力の養成という観点からの指導を行う。	隔年
選択必修科目	租税法演習	租税法の重要な論点(例えば、所得税と相続税の関係、租税条約の解釈方法、法人税法22条2項の意義、消費税における仕入税額控除の意義)について、参加者の問題関心に応じた具体的なテーマを設定し、そのテーマに関する学説・裁判例について網羅的に検討する。必要に応じて、外国法も取り扱う。授業で扱ったテーマについて、レポート執筆を課すことによって、基本的な論文の作成能力を習得させるという観点から指導を行う。	隔年
選択必修科目	法哲学特殊研究	本講義は、法哲学における基本的な論点(例えば、平等、責任、自由、法と経済学)に関して、まず日本語の文献により基礎知識をつけるとともに、特定のテーマに関して対立した主張を行っている外国語文献を講読し、議論する。以上の作業により、法哲学の基礎的な知識を修得させるとともに、読解力、論理的な主張を展開する能力、批判的に思考する能力を涵養することを目的とする。	隔年
選択必修科目	法哲学演習	本演習は、参加者の現在の関心を、より抽象的な法哲学的なテーマへとつなげるために、各参加者に自分の研究テーマを報告させ、そこから法哲学的なテーマを抽出し、それに関連する法哲学文献を指示し、場合によっては講読することを一回のサイクルとし、このサイクルを繰り返す。その目的は、論理的に自説を展開する能力と、批判的に思考する能力を涵養するとともに、論文執筆能力を向上させることにある。	隔年
選択必修科目	英米法特殊研究	英米法の基礎的な特徴について、具体的な事例に即し、検討する。英米法の特徴とされる事項が、訴訟手続と不可分であることを把握し、同時に、背景となる社会状況を考慮に入れることで、その全体像の理解を深めることを目標とする。	隔年
選択必修科目	英米法演習	英米法において重要と考えられている論点を取り上げ、基本的文献を講読した上で参加者全員で議論することを通じ、複数の視点からの考察に耐える論理的思考の養成を目指す。	隔年
選択必修科目	ドイツ法特殊研究	明治以降わが国は、近代化にあたって、西欧とくにドイツから様々な法制度、法学説を継受してきた。今日、わが国の立法・判例における外国法の直接的な影響はそれほど見られなくなっているものの、比較法研究において、ドイツの法制度は必須の研究対象となっている。この講義では、民事法を中心としてドイツの法制度の基礎知識の習得、ドイツ法の調べ方及びドイツ語の文献・判例を読むための読解力の育成を図ることを目的として指導を行う。近時ドイツでは民事法における法改正の多くはEUの指令を国内法化することで行われているので、あわせてEU指令等にも目を配りたい。	隔年
選択必修科目	ドイツ法演習	本演習では、ドイツ法の基礎知識を踏まえて、さらに専門的な研究を行うために必要なドイツ語の読解力を習得するため、ドイツ法の文献講読を行う。主に、日本法との比較に参考となるような民事法のいくつかの論点を取り上げ、ドイツ法の緻密な解釈論を理解できるように指導を行う。	隔年
(注)			
1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。			
2 私立の大学若しくは高等専門学校に於ける学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。			